

藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.113 (H30.9.10) 夫から暴力を受けており、離婚を考えています。保護命令というものがあると聞きました。どういうものなのでしょうか?

A: 保護命令とは、「配偶者からの暴力」のうち、一定の要件を満たす場合に、裁判所が①接近禁止命令や②退去命令を発する制度です。命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されます。

①接近禁止命令

裁判所が、DV加害者に対して、被害者の身边につきまったり、被害者の住居(同居する住居は除く。)や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。

効力は6ヶ月間とされています。

※電話等禁止命令・・・接近禁止命令とあわせて、DV

加害者からの面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令を求めることもできます。

※子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・・・場合によっては、禁止命令とあわせて、子どもや親族へのつきまといを禁止する命令を求めることもできます。

②退去命令

裁判所がDV加害者に対して、同居する住居から退去することを命じ、かつ、その住居の付近をうろつくことを禁止する命令です。

なお、退去命令は、引越しの準備等のために求めるもので、夫婦が同居している場合に限り発令が可能です。ただし、被害者が実家等に避難している場合でも、一時的な避難であることが明らかであれば、要件は満たされます。

効力は2ヶ月間とされています。

★ 保護命令の申立を行うには、事前にDVセンターや警察へ相談等をしておく必要があります。具体的な手続きについては弁護士にご相談ください。



(次回のお話) 10年位前に自宅のガレージに屋根(スレート葺)をつけました。この度、想定外の台風でその部分が飛ばされ、隣家の窓ガラスを割ってしまいました。自然災害ですが、私が全部責任を負わなければなりませんか。(H30.10.1 予定)